

盛岡市監査委員告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 24 年 10 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 6 月 7 日付け 24 盛監第 25 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 玉山総合事務所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛玉総 第 36 号
平成 24 年 8 月 31 日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 6 月 7 日付け 24 盛監第 25 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所総務課）

- (1) 好摩地区コミュニティセンター使用料について、指定管理者が使用者から徴収した全ての使用料の納付が遅滞していたので、徴収後遅滞なく納付するよう、適正な事務の執行を求める。
- (2) 料金後納郵便の発送に当たり、決裁を得ていないものが 6 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 好摩地区コミュニティセンター使用料関係について

ア 措置の内容

平成 24 年 7 月 3 日、好摩地区コミュニティセンターの指定管理者（納付担当者）に対して、使用料の納付期限を守るよう直接指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

使用料について、指定管理者が徴収した当日もしくは翌日に金融機関に納付することが周知徹底されていなかったことが原因である。

平成 24 年 6 月 29 日に各コミュニティセンター指定管理者宛に使用料の徴収及び納付事務について確認する文書と、市に提出する使用料納付状況調書について「金融機関への納付日」欄等を追加する様式改正を行ったものを送付し、正確な納付及び報告をするように指導した。

(2) 料金後納郵便発送関係について

ア 措置の内容

決裁区分に基づいた事務処理を適正に行うよう、決裁権者及び担当者を指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

毎日定時に発送手続きが必要となるため、決裁権者の不在席時に事後承認を前提にしていたことが原因である。今後は、決裁に係る要件について職員全員の認識を徹底させるとともに、決裁権者不在席時には代理による承認により適正に管理していくこととした。

(3) 公印使用承認関係について

ア 措置の内容

盛岡市公印規則及び公印取扱規程に基づき公印を適正に管理するとともに、公印の使用に当たっては使用承認の徹底について公印管理者及び職員を指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印管理者が適正に管理していなかったこと、公印管理者の不在席時に事後承認を前提に使用したことが原因である。今後は、盛岡市公印規則及び公印取扱規程を遵守し、公印管理者及び職員全員の認識を徹底させるとともに、公印管理者不在席時には公印取扱者による管理を徹底し再発防止に努めることとした。

24 盛玉健第 42-2 号

平成 24 年 8 月 31 日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 6 月 7 日付け 24 盛監第 25 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所健康福祉課 ）

公印使用にあたり、使用承認を得ていないものが 3 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1） 措置の内容

盛岡市出先機関文書規程第 18 条により、権利義務の発生する行為に係る文書について、公印を押印するように職員を指導した。

（2） 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印を使用する文書についての手続きについて、所属長の指導不足と職員の認識不足によって発生したものである。

今後は、盛岡市出先機関文書規程第 18 条に基づき、公印承認手続きが行なわれているか、所属長、文書主任、係長職が必ず決裁文書を確認することとし、再発防止に努める。

24 盛玉建第 78 号

平成 24 年 8 月 21 日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 6 月 7 日付け 24 盛監第 25 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所建設課）

- (1) 道路幅員証明書交付に当たり、道路幅員証明願に貼付された収入証紙を消印していないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (4) 市道維持管理補修業務委託（単価契約）に当たり、全ての工区において補修箇所の決裁に係る文書及びそれに基づいた指示に係る文書が作成されていないので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 道路幅員証明書関係について

ア 措置の内容

盛岡市収入証紙条例施行規則第 5 条に基づき適正に事務処理を行うよう担当者を指導するとともに、上司の確認を徹底することとした。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

証明願を審査し受理した場合は、直ちに市収入証紙を消印すべきところ、その消印を漏らしたものである。

今後は、収入証紙の消印漏れが起きないように、証明願を審査後に速やかに消印することを徹底し、決裁時において上司も確認を徹底することで適正な事務の執行に努めることとした。

(2) 公印使用承認関係について

ア 措置の内容

盛岡市公印規則及び公印取扱規程に基づき、公印の使用に当たっては使用承認の徹底について職員を指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印使用承認について、課長及び担当者の確認漏れがあったことが原因である。

今後は、盛岡市公印規則及び公印取扱規程を遵守し、所属長はじめ職員の認識を徹底させ再発防止に努めることとした。

(3) 時間外勤務手当関係について

ア 措置の内容

所属長の決裁を得ていない時間外勤務手当については、平成 24 年 5 月 16 日に返納を完了した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁権者、本人、庶務担当者によるチェックが不十分であった。

今後は、記載内容について所属長及び複数職員でのチェック体制をとり再発防止に努めることとした。

(4) 市道維持管理補修業務委託関係について

ア 措置の内容

補修箇所の設定及び補修指示に係る文書を作成し、決裁を得ること。また上司の確認について課員全員に徹底した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁に係る要件を十分に確認せず事務処理を行っていたものである。適正な文書の作成について、所属長の指導が不十分であったことによる。

今後は、補修箇所の設定に係る文書及びそれに基づいた指示に係る文書を作成し、職員交互に確認する体制をとることで再発防止に努めることとした。

24 盛 勤 研 第 2 号

平成 24 年 8 月 31 日

盛岡市監査委員	熊谷	喜美男	様
同	藤尾	善一	様
同	佐藤	敬三	様
同	川村	幸子	様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 6 月 7 日付け 24 盛監第 25 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 渋民勤労者研修センター ）

渋民勤労者研修センター使用料の収納について、使用者から徴収した使用料の納付が遅滞しているものが5件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

盛岡市財務規則第 43 条の規定に則り、遅滞なく収納金の払込み事務が行なわれるよう所属内の執行体制を見直した。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

担当職員の不在時の使用料納付の執行体制整っていなかったことによる。

今後については、担当者が休暇又は不在となる場合は、事務を補完する担当者を指名することとし、職員の連携を図ることにより、会計処理が1人に任せきりにならない体制とした。